

食品安全委員会（第898回会合）議事概要

日 時:令和5年5月16日(火) 14:00~14:51
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
動画配信:一般12名

- (1) 農薬第三専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議結果について〈エマメクチン安息香酸塩〉

→事務局より説明

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会及び動物用医薬品専門調査会に依頼することとした。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「1-メチルシクロプロペン」について

→事務局より説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、「経口ばく露による厳密な意味での許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）を求めることはできないと考えた。しかしながら、作物残留試験の結果、1-メチルシクロプロペンの残留量は極微量であり、農薬登録又は申請された使用方法で適切に使用される限りにおいては食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は極めて低いと考えた」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「クロルフルアズロン」について

→事務局より説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、「クロルフルアズロンのADIを0.033 mg/kg体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「テブフェンピラド」について

→事務局より説明

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「テブフェンピラドのADIを0.0082 mg/kg体重/日、ARfDを0.15 mg/kg体重と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・動物用医薬品「マルボフロキサシン」について

→事務局より説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「マルボフロキサシンのADIを0.004 mg/kg体重/日とする」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知する

こととなった。

・動物用医薬品「マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）」について

→事務局より説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）は、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。

なお、本製剤の使用に当たっては、マルボフロキサシンがフルオロキノロン系抗菌性物質であることから、薬剤耐性に関する食品健康影響評価において、リスクの程度は中等度であると評価されていることに留意する必要がある」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知する

こととなった。

・肥料「菌体りん酸肥料」について

→事務局より説明

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、「今回意見を求められた普通肥料の公定規格の設定は、既に使用が認められている汚泥肥料の規格に含有すべき主成分の最小量を追加するとともに、農林水産大臣による事前確認を受けた品質管理計画に基づき、肥料成分や重金属類に関する定期的な分析等の品質管理を導入する規格を新設するものである。また、有害成分に関しては同等の規制

を設けることとされている。

そのため、菌体りん酸肥料が適切に使用される限りにおいては、本改正により、汚泥肥料と比較して、食品を通じて人の健康に及ぼす影響が変わるものでないと考えられる。

なお、リスク管理機関におかれては、今後とも、食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会における議論を踏まえ、汚泥資源を原料とする菌体りん酸肥料製造施設への立入検査の着実な実施、同肥料の施肥に係る生産現場への助言・指導、品質管理の徹底等のリスク管理措置を適切に実施するとともに、原料となる汚泥資源に係る最新の知見の収集に努めるべきであることを申し添える」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。